

第6期若桜町障がい福祉計画  
第2期若桜町障がい児福祉計画

令和3年3月

若桜町

# 目次

第1章	計画の概要	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画における障がいのある人の定義	3
5	計画の基本理念	4
6	計画の策定体制	4
7	計画の推進体制	4
8	計画の実施状況の点検及び評価	5
第2章	障がいのある人等の現状	
1	障害者手帳所持者数の状況	6
2	難病のある人の状況	9
3	障がいのある子どもの状況	9
4	障がいのある人の雇用状況	10
5	民生委員・児童委員等の状況	11
6	保健サービスの利用状況	11
7	第5期障がい福祉計画の実施状況	12
8	第1期障がい児福祉計画の実施状況	18
第3章	第6期若桜町障がい福祉計画	
1	計画の目的及び特徴	20
2	障害者総合支援法に基づくサービスの体系	21
3	第6期障がい福祉計画の数値目標	22
4	障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	26
第4章	第2期若桜町障がい児福祉計画	
1	計画の目的及び特徴	38
2	児童福祉法に基づくサービスの体系	38
3	第2期障がい児福祉計画の数値目標	39
4	障がい児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策	41
5	障がい児に対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備	43

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づき平成29年度から令和5年度までを計画期間とする「第3期若桜町障がい者計画」を策定し、「共に生きる社会の構築」を基本理念として、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、環境整備・障害福祉サービス等の充実に力を入れているところです。

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。

国においては、平成30年3月、共生社会の実現をはじめ、自らの意思決定に基づく社会活動への参加、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援、社会的な障壁の除去を趣旨として掲げた「第4次障害者基本計画」を策定しました。

また、平成28年5月に改正された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」が平成30年4月から施行され、介護保険サービスの利用者負担軽減を目的とした高額障害福祉サービス等給付費の支給対象の拡大をはじめ、障がい者自らが望む地域生活の支援や、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備などが進められています。

令和元年6月には、障がいのある人のみならず全ての労働者にとって働きやすい場を作ることが重要であるという観点から、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、地方公共団体は、国の指針に即して、障がい者活躍推進計画を作成・公表することとなりました。本町では、令和2年7月に同計画を作成し公表しています。

令和2年6月には、公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化を目的として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行されました。

鳥取県においては、平成29年9月に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」が施行され、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活することのできる社会を目指して、県下全域で取組みが進められています。

このような、障がい者を取り巻く国や社会情勢等の変化及び本町におけるこれまでの取組みをふまえ、現行の「若桜町障がい福祉計画」及び「若桜町障がい児福祉計画」を改定し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制整備を図り、障がい者施策をより一層推進するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に定める「障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

### ○ 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項（4～5 略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（7～12 略）

### ○ 児童福祉法（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

（4～5 略）

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（7～12 略）

### 3 計画の期間

「第6期若桜町障がい福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間とします。

また「第2期若桜町障がい児福祉計画」は、障がい福祉計画と同様に令和3年度から令和5年度までを計画期間とします。

計画	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者計画 (障害者総合支援法 第11条3項)	第3期若桜町 障がい者計画 (29年度～)						第4期若桜町 障がい者計画		
障がい福祉計画 (障害者総合支援法 第88条)	第5期若桜町 障がい福祉計画			第6期若桜町 障がい福祉計画			第7期若桜町 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画 (児童福祉法 第33条20項)	第1期若桜町 障がい児福祉計画			第2期若桜町 障がい児福祉計画			第3期若桜町 障がい児福祉計画		

#### 本計画の対象期間

### 4 計画における障がいのある人の定義

この計画においては、障がいのある人を障害者総合支援法第4条及び児童福祉法第4条第2項に基づき、「障がい者」又は「障がい児」と記載することとします。

「障がい者」とは、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」とします。

また、「障がい児」とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」とします。

## 5 計画の基本理念

### ○共に生きる社会の構築

「若桜町障がい者計画」では、基本理念として「共に生きる社会の構築」を掲げています。

障がいのある人が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取組みが必要となります。

このようなことから、障がいのある人もない人も、一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる社会の実現を目指します。

## 6 計画の策定体制

### (1) 若桜町障がい福祉計画策定委員会の設置

計画策定にあたり、「若桜町障がい福祉計画策定委員会」を設置しました。

この委員会は、関係者団体の代表者、有識者や障がいのある人又はその家族の代表のほか、保健医療・福祉関係者で構成され、本町の障がい福祉施策の推進のためのさまざまなご意見をいただき、計画の審議・検討を行いました。

### (2) 鳥取県東部圏域での連携

障がい福祉施策の着実な実施には、広域的な取組みが必要となります。計画策定にあたり、鳥取県東部1市4町との協議、調整を行い、各種事業量の見込みを反映しました。

また「若桜町総合計画」や「若桜町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「鳥取県障がい者プラン」等の関係する各計画等と整合性を図った計画とします。

### (3) パブリックコメントの実施

町民の計画策定への参加の機会を確保することを目的に、計画案の内容についてホームページ等を通じて広く周知し、計画に対する意見を募りました。計画のとりまとめの際には、寄せられた提案や意見を参考にすよう配慮しました。

## 7 計画の推進体制

障がい福祉施策は、保健・医療・福祉のみでなく、教育・雇用・環境整備などのあらゆる分野に及んでいるため、各分野との連携を緊密にし、総合的に計画を推進します。

また、計画の推進にあたっては町民、国、県、医療機関、教育機関、関係団体、企業及びサービス提供事業者の理解と協力が不可欠であるため、十分に連携を図ります。

## 8 計画の実施状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績等をふまえ、計画の実施状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

また、障害福祉サービス利用者や障がい者団体との意見交換などを通じて、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。

## 第2章 障がいのある人等の現状

### 1 障害者手帳所持者数の状況

令和2年3月31日現在、若桜町人口3,105人のうち、障害者手帳所持者は271人で、8.7%を占めています。

#### 【障害者手帳所持者の状況】

区 分	人 口 (a)	手帳所持者数 (b)	(b) / (a)
18歳未満	257人	7人	2.7%
18～64歳	1,397人	89人	6.4%
65歳以上	1,451人	175人	12.1%
合 計	3,105人	271人	8.7%

(令和2年3月31日現在)

身体障がいでは65歳以上が80%以上を、知的障がいでは18～64歳が70%以上を占めています。また、いずれの障がいも18歳未満の割合が最も低く、精神障がいでは0人となっています。

#### 【障害者手帳の種類】

区 分	手帳所持者	18歳未満	18～64歳	65歳以上
身体障がい者	195人	1人	35人	159人
	100%	0.5%	18.0%	81.5%
知的障がい者	43人	6人	32人	5人
	100%	14.0%	74.4%	11.6%
精神障がい者	33人	0人	22人	11人
	100%	0%	66.7%	33.3%
合 計	271人	7人	89人	175人
	100%	2.6%	32.8%	64.6%

(令和2年3月31日現在)

※重複して手帳を所持している場合は、該当する区分にそれぞれ計上しています。

## (1) 身体障がいのある人の状況

### ① 等級別

等級別に身体障がいのある人の状況を見ると、平成27年度～令和元年度は1級から2級の重度の障がいがある人の割合が、全体のほぼ半数を占めています。

#### 【等級別 身体障がいのある人の状況】

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成27年度	118人	42人	48人	65人	23人	27人	323人
平成28年度	110人	43人	45人	64人	24人	29人	315人
平成29年度	123人	48人	47人	59人	22人	26人	325人
平成30年度	125人	54人	49人	58人	16人	21人	323人
令和元年度	64人	35人	33人	37人	13人	13人	195人

(各年度3月31日現在)

※令和元年度に更生指導台帳の点検を行ったところ、二重登録者、死亡者・転出者の未削除等が判明しました。精査の結果、令和元年度末合計人数は大幅に減少しています。

### ② 種類別

種類別にみると肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多い傾向です。

#### 【種類別 身体障がいのある人の状況】

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚・聴覚・ 平行	1人	6人	2人	2人	0人	9人	20人
	5.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0%	45.0%	100%
音声・言語・ そしゃく	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人
	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%
肢体不自由	23人	27人	21人	24人	13人	4人	112人
	20.5%	24.1%	18.8%	21.4%	11.6%	3.6%	100%
内部障がい	40人	2人	10人	10人	0人	0人	62人
	64.5%	3.3%	16.1%	16.1%	0%	0%	100%
合計	64人	35人	33人	37人	13人	13人	195人

(令和2年3月31日現在)

## (2) 知的障がいのある人の状況

知的障がいのある人は、A判定より軽度なB判定が7割以上を占めています。

【障がいの程度別 知的障がいのある人の状況】

区 分	A判定	B判定	合 計
平成27年度	11人	29人	40人
	27.5%	72.5%	100%
平成28年度	11人	30人	41人
	26.8%	73.2%	100%
平成29年度	11人	30人	41人
	26.8%	73.2%	100%
平成30年度	11人	30人	41人
	26.8%	73.2%	100%
令和元年度	10人	33人	43人
	23.3%	76.7%	100%

(各年度3月31日現在)

## (3) 精神障がいのある人の状況

### ① 障がいの等級別

精神障がいは各年度とも、2級の人が80%前後を占めています。また、最も重度な1級の人の割合が増えつつあります。

【障がいの程度別 精神障がいのある人の状況】

区 分	1級	2級	3級	合 計
平成27年度	3人	27人	2人	32人
	9.4%	84.4%	6.2%	100%
平成28年度	2人	28人	2人	32人
	6.2%	87.6%	6.2%	100%
平成29年度	5人	27人	2人	34人
	14.7%	79.4%	5.9%	100%
平成30年度	5人	27人	2人	34人
	14.7%	79.4%	5.9%	100%
令和元年度	5人	25人	3人	33人
	15.1%	75.8%	9.1%	100%

(各年度3月31日現在)

② 自立支援医療費（精神通院）受給者数

自立支援医療費（精神通院）の受給者数は、令和元年度末で42人となっており、ほぼ横ばいに推移しています。

【自立支援医療費（精神通院）受給者数】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療費 受給者数	39人	43人	43人	43人	42人

(各年度3月31日現在)

## 2 難病のある人の状況

難病のある人の状況は、令和元年度末で26人となっており、横ばいに推移しています。

【指定難病・小児慢性特定疾病認定患者数】

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指定難病 認定患者数	26人	29人	25人	26人	26人
小児慢性特定疾病 認定患者数	0人	1人	1人	0人	0人
合 計	26人	30人	26人	26人	26人

(各年度3月31日現在 鳥取市保健所)

## 3 障がいのある子どもの状況

(1) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校に通う児童・生徒の状況は、ほぼ横ばいに推移しています。

【特別支援学校在学者数】

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学部	1人	0人	0人	1人	0人
中学部	0人	1人	1人	1人	1人
高等部	4人	4人	5人	4人	4人
合 計	5人	5人	6人	6人	5人

(各年度5月1日現在 白兔養護学校、倉吉養護学校、琴の浦高等特別支援学校)

## (2) 特別支援学級の状況

特別支援学級の設置数は小学校・中学校ともに2学級以下で、ほぼ横ばいに推移しています。

### 【町内小学校の特別支援学級の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学級数	1学級	1学級	1学級	2学級	2学級
児童数	4人	5人	4人	5人	7人
総 数	90人	89人	78人	78人	73人

(各年度5月1日現在 教育委員会)

### 【町内中学校の特別支援学級の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
学級数	2学級	2学級	2学級	2学級	1学級
生徒数	3人	3人	4人	2人	1人
総 数	56人	55人	49人	52人	53人

(各年度5月1日現在 教育委員会)

## 4 障がいのある人の雇用状況

令和2年6月1日における若桜町役場の障害者雇用率は3.51%となっており、鳥取県民間企業の法定雇用率2.2%、国及び地方公共団体の法定雇用率2.5%（都道府県等の教育委員会は2.4%）のいずれも達成している状況です。

### 【障がいのある人の雇用状況】

区 分	若桜町役場	鳥取県民間企業
法定雇用率	2.50%	2.20%
障がい者雇用率	3.51%	2.37%

(令和2年6月1日現在 鳥取労働局)

## 5 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員は定数22名を上限とし20名前後が委嘱されています。  
身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員は、例年各1名ずつ委嘱されています。

### 【民生委員・児童委員等の状況】

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民生委員・児童委員	18人	20人	20人	20人
身体障がい者相談員	1人	1人	1人	1人
知的障がい者相談員	1人	1人	1人	1人

(各年度3月31日現在)

## 6 保健サービスの利用状況

成長・発達の遅れを早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけるために、乳幼児の健康診査を実施しています。

乳幼児健診の受診率は、令和元年度については全ての区分で90%を超える受診率となっています。

### 【乳幼児健康診査受診状況】

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3～4か月児健診	78.6%	100%	100%
6か月児健診	100%	100%	92.3%
9～10か月児健診	88.9%	100%	92.3%
1歳2か月児健診	100%	72.2%	90.9%
1歳6か月児健診	100%	88.9%	100%
3歳児健診	100%	100%	100%
5歳児健診	100%	100%	100%

(各年度3月31日現在)

## 7 第5期障がい福祉計画の実施状況

### (1) 目標に対する進捗状況

第5期計画で設定した目標の進捗状況は、次のとおりです。

区分		令和2年度末 目標値	令和2年度末 実績見込	進捗率
①施設入所者の地域生活の移行	地域移行者数累計	1人	0人	0%
	施設入所者数 (削減人数累計)	1人	0人	0%
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場	1箇所 (東部圏域)	1箇所 (東部圏域)	100%
③地域生活拠点等の整備		1箇所	1箇所	100%
④福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者数	1人	1人	100%
	就労移行支援事業利用者数	1人	2人	200%
	就労定着支援1年後職場定着率	8割	0割	0%

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数及び施設入所者削減数は、いずれも令和2年度実績見込みで0人となりました。

施設入所者の障がいの重度化や高齢化等により、地域生活への移行が困難な入所者がいるほか、地域移行の受け皿となるグループホーム等の地域資源が少ないことが要因として挙げられます。

#### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和2年度に、鳥取県東部圏域の関係自治体と協議・検討を行い、鳥取市保健所主催の「鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議」を協議の場として位置づけました。

#### ③ 地域生活拠点等の整備

今後、鳥取県東部圏域の関係自治体と内容を協議し、令和2年度末までに整備を行う見込みです。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行者数

一般就労への移行者数は、令和2年度実績見込みで1人、また、就労移行支援事業の利用者数は2人となり、いずれも目標値を達成しました。

就労定着支援1年後の就労定着率については、利用者がいなかったため、令和2年度実績見込みで0人となりました。

今後も引き続き、福祉、労働、教育等の関係機関や企業との連携を強化し、就労に関する情報や課題の共有を図るほか、本人の就労への意向等を踏まえ、障が

い特性に応じた就労の支援を行います。

＊福祉施設

就労継続支援(A・B型)、就労移行支援、自立訓練、生活介護を行う事業所。

(2) 障害福祉サービスの見込量に対する実績

第5期計画における、平成30年度から令和2年度までの障害福祉サービスのサービスの見込量及び実績は次のとおりです。(令和2年度は12月までの実績値)

① 訪問系サービス(介護給付)

区 分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比
居宅介護	利用時間/月	107時間	82時間	76.6%	121時間	63時間	52.1%	134時間	49時間	36.6%
	利用者数/月	8人	6人	75.0%	9人	6人	66.7%	10人	5人	50.0%
重度訪問介護	利用時間/月	10時間	0時間	0.0%	10時間	0時間	0.0%	10時間	0時間	0.0%
	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
同行援護	利用時間/月	10時間	0時間	0.0%	10時間	0時間	0.0%	10時間	0時間	0.0%
	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
行動援護	利用時間/月	10時間	0時間	0.0%	10時間	0時間	0.0%	10時間	0時間	0.0%
	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
重度障害者等 包括支援	利用時間/月	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-	0時間	0時間	-
	利用者数/月	0人	0人	-	0人	0人	-	0人	0人	-

○居宅介護は利用者の減少、また、1人あたりの利用時間が減少したことから、目標値を達成できませんでした。今後、在宅での自立した生活を希望する障がいのある人の増加、入所・入院者の地域生活への移行の促進、介護者の高齢化等による利用の増加が見込まれることから、ヘルパー不足によるサービス利用の抑制等が生じないように、障がい特性に応じた需要に対応できるサービス提供体制の確保が求められます。

○重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、実績がないため、今後町報やホームページ等での広報活動や、サービス提供体制の確保が必要となります。

② 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

区 分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見 込	実 績	対計画比	見 込	実 績	対計画比	見 込	実 績	対計画比
生活介護	利用人日/月	160人日	145人日	90.6%	160人日	147人日	91.9%	160人日	117人日	73.1%
	利用者数/月	8人	7人	87.5%	8人	7人	87.5%	8人	6人	75.0%
療養介護	利用者数/月	3人	3人	100%	3人	3人	100%	3人	3人	100%
短期入所 （福祉型）	利用人日/月	12人日	15人日	125%	12人日	11人日	91.7%	12人日	8人日	66.7%
	利用者数/月	2人	2人	100%	2人	2人	100%	2人	1人	50.0%
短期入所 （医療型）	利用人日/月	10人日	0人日	0.0%	10人日	0人日	0.0%	10人日	0人日	0.0%
	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
自立訓練 （機能訓練）	利用人日/月	10人日	00人日	0.0%	10人日	00人日	0.0%	10人日	00人日	0.0%
	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
自立訓練 （生活訓練）	利用人日/月	10人日	00人日	0.0%	10人日	00人日	0.0%	10人日	00人日	0.0%
	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
就労移行支援	利用人日/月	3人日	3人日	100%	3人日	00人日	0.0%	3人日	3人日	100%
	利用者数/月	1人	1人	100%	1人	0人	0.0%	1人	1人	100%
就労継続支援 （A型）	利用人日/月	56人日	46人日	82.1%	56人日	43人日	76.8%	56人日	58人日	104%
	利用者数/月	3人	3人	100%	3人	3人	100%	3人	4人	133%
就労継続支援 （B型）	利用人日/月	513人日	506人日	98.6%	531人日	490人日	92.3%	549人日	453人日	82.5%
	利用者数/月	29人	29人	100%	30人	29人	96.7%	31人	25人	80.6%

○生活介護は利用者数の減少に比例して、利用人日実績も減少しました。療養介護は見込量どおりの実績となり、目標値を達成しました。

○短期入所の利用者数、利用人日実績は横ばいで、年々見込量を下回っています。家族等の介護者の病気等により、緊急的な利用となる場合も見込まれるため、入所施設やグループホームの空床利用などサービス提供体制を整備する必要があります。

○自立訓練については、機能訓練、生活訓練共に利用者がなく、目標値を達成できませんでした。本町から通える事業所がないため、今後サービス提供事業所の整備が求められます。

○就労移行支援は、平成30年度及び令和2年度に新規利用者が各1人あり、目標値を達成しました。

○就労継続支援A型は、利用者数は各年度とも目標値を達成しました。

○就労継続支援B型は、利用者数が減少傾向にあり、それに伴い利用人数実績も減少し、いずれも見込量を下回りました。

### ③ 居住系サービス

区 分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比
自立生活援助	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
共同生活援助	利用者数/月	3人	5人	166%	3人	5人	166%	3人	5人	166%
施設入所支援	利用者数/月	10人	8人	80.0%	10人	8人	80.0%	10人	8人	80.0%

○共同生活援助・施設入所支援については、利用者がほぼ固定化しています。いずれのサービスも町内に事業所がないため、町外の事業所の利用支援を含めたサービス提供体制の充実が求められます。

### ④ 相談支援

区 分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比
計画相談支援	利用者数/月	7人	8人	114%	8人	7人	87.5%	9人	8人	88.9%
地域移行支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
地域定着支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%

○平成27年度より全ての障害福祉サービス利用者が、サービス等利用計画を作成することとなりました。本町では令和2年12月末時点で、計画作成の対象となる利用者は全て、サービス等利用計画を作成しています。障害福祉サービスの新規申請に比例して、今後も実績値の増加が見込まれます。

○地域移行支援、地域定着支援については、利用者や家族への情報提供や医療機関との連携体制、緊急時への対応等課題が残っており、今後サービス提供体制の整備を図る必要があります。

### ⑤ 地域生活支援事業

種 類	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	見込量	実 績	対計画比	見込量	実 績	対計画比	見込量	実 績	対計画比	
相談支援事業										
障害者相談支援事業	件数/年	550 件	834 件	151%	580 件	818 件	141%	610 人	561 人	92.0%
地域生活支援協議会	-	設置	設置	100%	設置	設置	100%	設置	設置	100%
成年後見制度利用支援事業	件数/年	1 件	0 件	0%	1 件	0 件	0.0%	1 件	0 件	0%
コミュニケーション支援事業										
手話通訳者派遣事業	件数/年	6 件	0 件	0%	6 件	0 件	0%	6 件	0 件	0%
要約筆記者派遣事業	件数/年	1 件	0 件	0%	1 件	0 件	0%	1 件	0 件	0%
手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	3 人	0 人	0%	3 人	0 人	0%	3 人	0 人	0%
日常生活用具給付等事業	件数/年	35 件	39 件	111%	35 件	38 件	108%	35 件	27 件	77.1%
移動支援事業	利用者数/年	4 人	4 人	100%	4 人	3 人	75.0%	5 人	0 人	0%
	利用時間/年	120 時間	92 時間	76.7%	130 時間	46 時間	35.4%	140 時間	0 時間	0%
地域活動支援センター機能強化事業	拠点数	1 箇所	1 箇所	100%	1 箇所	1 箇所	100%	1 箇所	1 箇所	100%
	利用人数/年	36 人	36 人	100%	36 人	54 人	150%	36 人	39 人	108%
その他の事業										
日常生活支援事業										
訪問入浴サービス	利用者数/年	1 人	1 人	100%	1 人	0 人	0%	1 人	0 人	0%
日中一時支援事業	利用者数/年	3 人	2 人	66.7%	3 人	4 人	133%	3 人	3 人	100%
	人日/年	10 日	22 日	220%	12 日	31 日	258%	14 日	47 日	336%
聴覚障がい者生活支援事業	利用者数/年	1 人	0 人	0%	1 人	0 人	0%	1 人	0 人	0%
社会参加促進事業										
点訳・朗読奉仕員養成研修事業	受講者数/年	5 人	0 人	0%	5 人	0 人	0%	5 人	0 人	0%
自動車運転免許取得・改造助成事業	件数/年	1 件	0 件	0%	1 件	1 件	100%	1 件	0 件	0%

○相談支援事業のうち、障害者相談支援事業については見込量を大幅に上回り、相談件数も増加傾向にあります。今後、障がいのある人の地域生活への移行が促進されていく中、相談件数の増加が見込まれるため相談体制の充実が求められます。成年後見制度利用支援事業の実績はありませんでした。

○コミュニケーション支援事業については、いずれの事業も利用申請がなく、目標値を達成できませんでした。障がいのある人への支援体制の充実に併せて、今後の利用促進につながるよう、障がい特性に配慮した広報周知を行う必要があります。

○日常生活用具給付等事業は、概ね見込量どおりの実績となりました。

- 移動支援事業については、令和元年度にサービスを提供していた町内事業所が廃止となったことにより、見込量をはるかに下回りました。町外事業所の参入を促すなど、サービス提供体制の確保に努める必要があります。
  
- その他の事業のうち、日中一時支援事業については、一人当たりの人日実績が増加したことにより、見込量を大幅に上回る実績となりました。今後も障がいのある人の日中活動の場を確保し、事業の周知と利用促進を図ります。訪問入浴サービスについては平成30年度に1人、自動車運転免許取得助成事業については、令和元年度に1件の利用がありました。

## 8 第1期障がい児福祉計画の実施状況

### (1) 目標に対する進捗状況

第1期計画で設定した目標の進捗状況は、次のとおりです。

区分	令和2年度末 目標値	令和2年度末 実績見込	進捗率
①児童発達支援センターの設置	1箇所 (東部圏域)	0箇所	0%
②保育所等訪問支援体制の構築	1事業所 (東部圏域)	0事業所	0%
③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	各1事業所 (東部圏域)	0事業所 (東部圏域)	0%
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置 (東部圏域)	未設置	0%
⑤医療的ケア児に対する関連分野の支援と調整をするコーディネーターの配置	1人	1人	100%

#### ① 児童発達支援センターの設置

本町では児童発達支援センターは未設置となっています。単独での設置は困難であることから、鳥取県東部圏域の関係自治体との協力体制を構築し、円滑なサービス提供体制を整備する必要があります。

#### ② 保育所等訪問支援体制の構築

本町には児童発達支援センターが未設置であるため、体制の構築ができていません。

#### ③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

本町には、該当の事業所がなく、単独での確保も困難であったことから、鳥取県東部圏域での確保を目標としていましたが、達成できていません。

#### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

本町では、平成30年度末までに鳥取県東部圏域での設置を目標としていましたが、達成できていません。

#### \*医療的ケア児

医療技術の進歩などを背景として、NICU（新生児集中治療室）などに長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児。

#### ⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援と調整をするコーディネーターの配置

令和元年度に、鳥取県実施の医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了したコーディネーターを、町保健センターに1人配置しました。

## (2) 障がい児福祉サービスの見込量に対する実績

第1期計画における、平成30年度から令和2年度までの障がい児福祉サービスの見込量及び実績は次のとおりです。（令和2年度は12月までの実績値）

区 分		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比	見込	実績	対計画比
児童発達支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
	利用人数/月	10人日	0人	0.0%	10人日	0人	0.0%	10人日	0人	0.0%
放課後等 デイサービス	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	1人	100%	1人	0人	0.0%
	利用人数/月	10人日	0人日	0.0%	10人日	14人日	140%	10人日	0人日	0.0%
医療型 児童発達支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
	利用人数/月	10人日	0人	0.0%	10人日	0人	0.0%	10人日	0人	0.0%
保育所等 訪問支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
	利用人数/月	1人日	0人	0.0%	1人日	0人	0.0%	1人日	0人	0.0%
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%	1人	0人	0.0%
	利用人数/月	10人日	0人	0.0%	10人日	0人	0.0%	10人日	0人	0.0%
障害児相談 支援	利用者数/月	1人	0人	0.0%	1人	1人	100%	1人	0人	0.0%

○障がい児通所支援サービスについては、令和元年度に放課後等デイサービス及び障害児相談支援の利用が1人ありましたが、その他のサービス及び年度での利用実績はありませんでした。今後町報やホームページ等での広報活動や、サービス提供体制の確保が必要となります。

○今後も引き続き、町内の保育・教育機関及び保健センターとの連携を密接にし、より早期の発達段階で障がい児支援サービスにつながる取組みを実施する必要があります。

## 第3章 第6期若桜町障がい福祉計画

### 1 計画の目的及び特徴

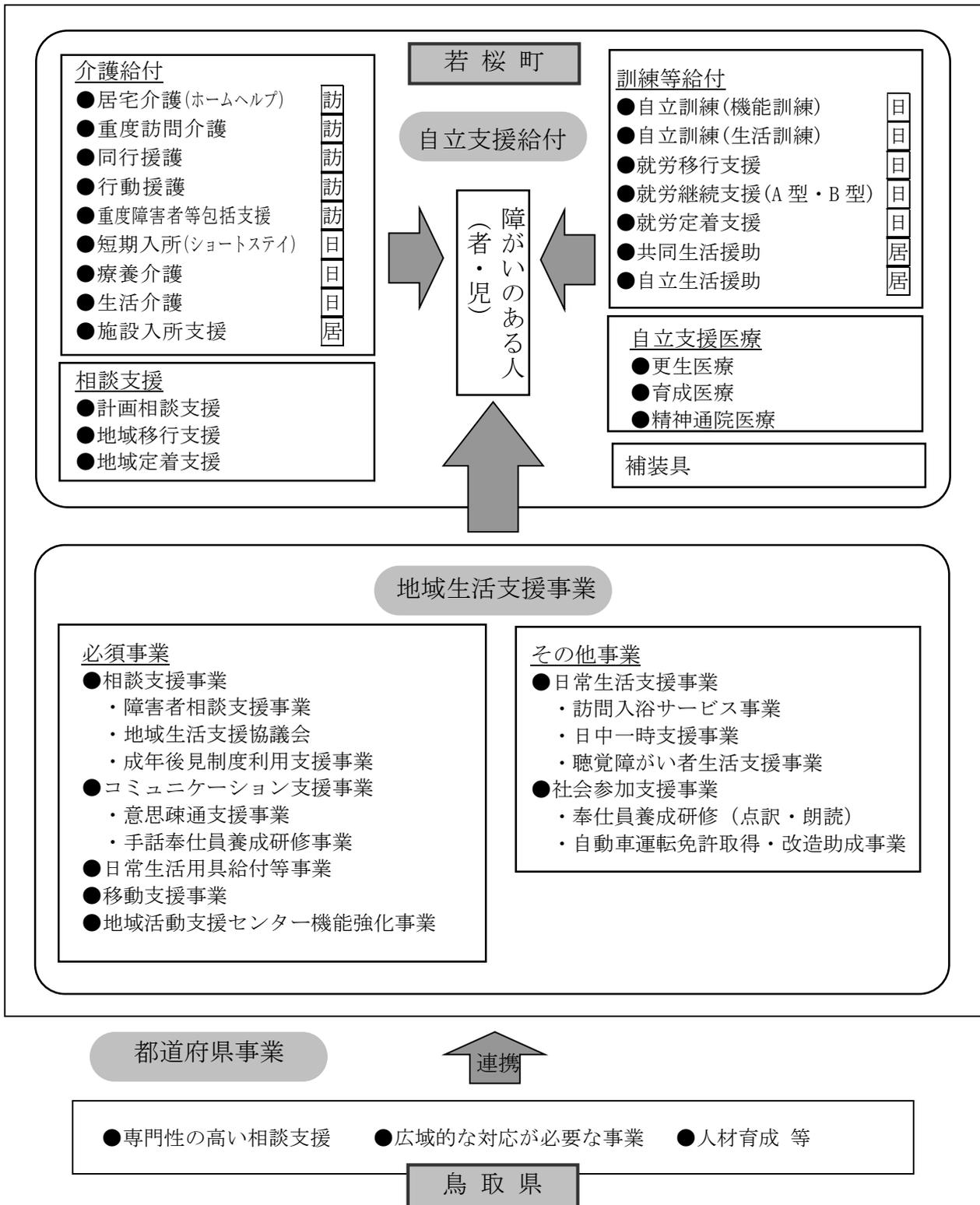
「若桜町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的とします。

「第5期若桜町障がい福祉計画（以下「第5期計画」という。）」では、国の基本方針に基づき、障がいのある人の生活支援の基盤整備に関わる部分について、平成30年度から令和2年度までの各サービスの見込み、及び令和2年度に向けての数値目標を設定し、必要なサービスが障がいのある人に提供されるよう各事業の見込量の確保に努めてきました。

「第6期若桜町障がい福祉計画」は、第5期計画の実績をふまえ、令和3年度から令和5年度までの各サービスの見込量及び見込量確保のための方策や、地域生活支援事業の提供体制を定めるものです。

## 2 障害者総合支援法に基づくサービスの体系

障害者総合支援法による自立支援システムは、下図のとおり「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されます。



訪：訪問系サービス 日：日中活動系サービス 居：居住系サービス

### 3 第6期障がい福祉計画の数値目標

#### (1) 令和5年度の数値目標の設定

本町では、国の指針に基づき、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障がい特性や生活環境などに応じた支援体制の整備を図り、また、多様化するニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を図るため、本町の実情を勘案し、令和5年度末の目標数値を設定します。

目 標	実 績	見込み	目 標 値		
	令和元 年度末	令和2 年度末	令和3 年度末	令和4 年度末	令和5 年度末
①施設入所者の地域生活への移行促進					
地域移行者数	0人	0人	0人	0人	累計 1人
施設入所者数の削減	8人	0人	0人	0人	累計 1人減
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築					
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	—	—	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数	—	—	2人	2人	2人
保健、医療及び福祉関係者による議の場における目標設定及び評価の実施回数	—	—	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援	—	—	0人	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援	—	—	0人	0人	1人
精神障がい者の共同生活援助	—	—	0人	0人	1人
精神障がい者の自立生活援助	—	—	0人	0人	1人
③地域生活支援拠点等における機能の充実					
地域支援生活拠点の設置	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活拠点等の有する機能の充実に向けた検証及び検討	—	—	1回	1回	1回
④福祉施設から一般就労への移行等					
一般就労への移行者数	1人	0人	0人	0人	3人
就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数	0人	0人	0人	0人	1人

就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数	0人	0人	0人	0人	1人
就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数	1人	0人	0人	0人	1人
就労定着支援事業の利用者数	0人	0人	0人	0人	1人
⑤相談支援体制の充実・強化等					
総合的・専門的な相談支援	—	—	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言等	—	—	0件	0件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	—	—	0件	0件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	—	—	0回	0回	1回
⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築					
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	—	—	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	—	—	1回	1回	1回

## (2) 数値目標設定の考え方

### ① 施設入所者の福祉施設から地域生活への移行

国の基本指針では、令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを目指すとともに、令和5年度末時点の施設入所者数について、1.6%以上削減することとされています。

本町では、令和元年度末時点で地域移行者はいないため、令和5年度末時点で1名が地域生活へ移行することを目標とします。

また、令和元年度末の施設入所者数は8人であることから、その6%以上にあたる1名を、施設入所者数から削減することを目指します。

### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、鳥取県東部圏域の関係自治体との連携のもと、精神障がいのある人の地域生活における支援体制の構築を図ります。

本町では、令和2年度に、鳥取県東部圏域の関係自治体と協議・検討を行い、鳥取市保健所主催の「鳥取県東部圏域精神障がい者地域移行推進会議」を協議の場として位置づけました。協議の場を通じ、課題や不足している社会資源の抽出等を行い、地域における重層的な支援体制の構築を目指します。

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人を地域全体で支える体制を地域の実情に応じて整備するものです。

国の基本指針では、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

本町では、令和2年度末までに、鳥取県東部圏域の関係自治体と連携して、地域生活支援拠点等の整備を行う見込みです。引き続き、関係自治体と協議・検討を行いながら、障がいのある人の地域生活を支援する5つの機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）の強化を図り、多様な支援を途切れることなく提供できる仕組みの整備を目指します。

また、拠点等が有する機能の充実のため、年に1回以上、鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会において、運用状況の検証及び検討を行います。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度中に、福祉施設から就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすることとされています。このうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととされ、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとされています。

本町では令和元年度末の一般就労への移行者は1人であることから、令和5年度末までにそれぞれの事業において1名が一般就労へ移行することを目指します。

#### ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

本町では、令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援体制を構築するとともに、地域の相談支援体制の充実・強化のための取組みを実施することを目指します。

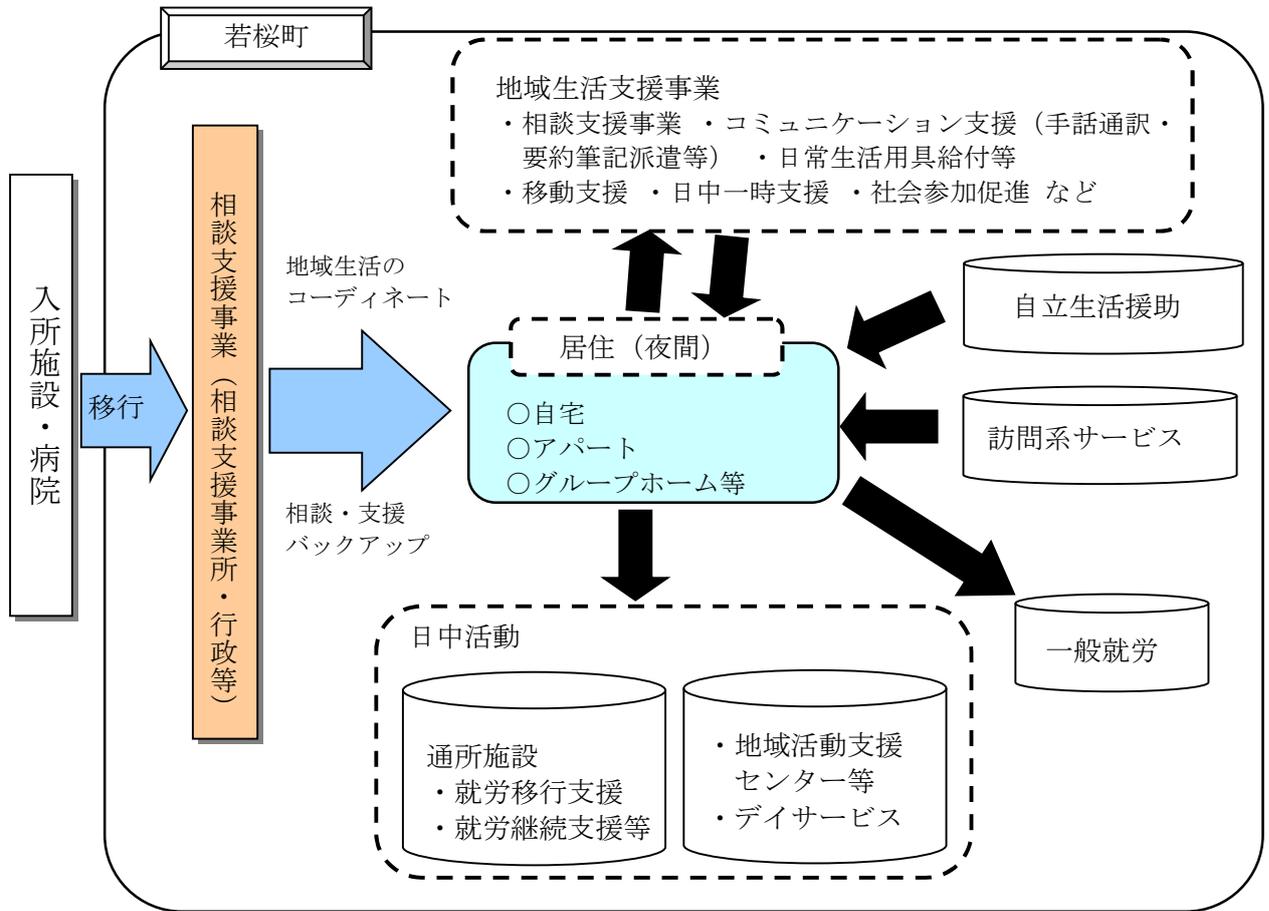
#### ⑥ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、令和5年度末までに、都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することとされています。

本町では、県の実施する障害福祉サービス等に係る研修等への参加や、鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会等での協議を継続し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する体制の構築を目指します。

【地域生活への移行】



## 4 障害福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

### (1) 訪問系サービス（介護給付）

障がいの状態やニーズに応じて、障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重のもと、在宅で適切な介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実に努めます。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
居宅介護	自宅での、入浴、排せつ、食事、家事などの援助、通院の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がいのある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、必要な援助を行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する人に、外出時の危険を回避するために必要な支援、外出時における移動支援等、必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の程度が非常に高い人に、複数のサービスを包括的に行います。

#### 【サービスの見込量】

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数/月	6人	6人	6人
	利用時間/月	78時間	78時間	78時間
重度訪問介護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
同行援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
行動援護	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用時間/月	10時間	10時間	10時間
重度障害者等包括支援	利用者数/月	0人	0人	0人
	利用時間/月	0時間	0時間	0時間

### 【見込量確保のための方策】

- 令和2年12月末現在、町内で事業を行う指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所は1箇所のみです。ホームヘルパー不足が顕在化している状況にあるため、関係機関と連携し、人材の確保に努めます。
- 在宅生活を支える基本となる訪問系サービスについて、安定的な運営が図れるよう、県を通して国に適正な報酬単価とするよう働きかけます。
- 福祉専門職等に対する講座・講習会等への受講を勧奨し、質の高いサービスが提供されるように働きかけます。
- 鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会のサービス別部会において、事業者相互の連携を支援し、情報共有やニーズの集約を図っていきます。

### (2) 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

#### ① 介護給付

常時介護を必要とする障がいのある人に対して、施設での専門的なサービス、介護者が病気の場合などの時に短期入所ができる場など、日中も安心して生活できるサービスの充実に努めます。

#### ② 訓練等給付

生活や就労をするために訓練が必要な人に対して、事業所と連携を密にし、機能訓練や生活訓練の場を提供するとともに、障がいのある人の働く場の確保に努めます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事等の介護を行い、創作的活動及び生産活動の機会の提供等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある人や難病患者等に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいと精神障がいのある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労に向けて、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人で雇用契約に基づく就労が可能な人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等への就労が困難な人で雇用契約に結びつけない人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人に、企業、自宅等への訪問や来所による連絡調整、指導や助言等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関への入院とあわせて、機能訓練や介護、日常生活の援助を行います。
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
短期入所 (医療型)	自宅で介護する人が病気などの場合、短期間、夜間も含め医療機関で、医療行為及び入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

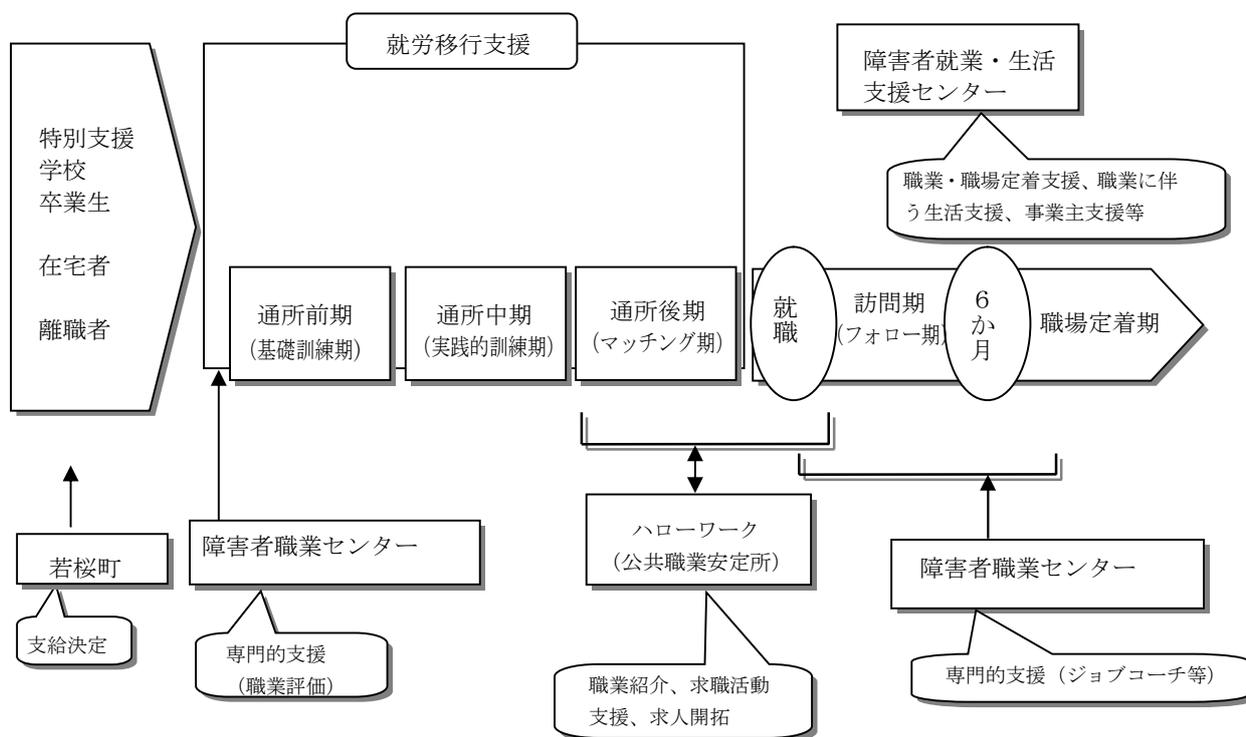
### 【サービスの見込量】

区分	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数/月	6人	6人	6人
	利用人日/月	120人日	120人日	120人日
自立訓練 (機能訓練)	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日
自立訓練 (生活訓練)	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日
就労移行支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	3人日	3人日	3人日
就労継続支援 (A型)	利用者数/月	3人	3人	3人
	利用人日/月	56人日	56人日	56人日
就労継続支援 (B型)	利用者数/月	26人	26人	26人
	利用人日/月	468人日	468人日	468人日
就労定着支援	利用者数/月	0人	0人	1人
療養介護	利用者数/月	2人	2人	2人
短期入所(福祉型)	利用者数/月	2人	2人	2人
	利用人日/月	12人日	12人日	12人日
短期入所(医療型)	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人日/月	10人日	10人日	10人日

### 【見込量確保のための方策】

- 生活介護や自立訓練は、障がい者の日常生活を支える基本的なサービスとして、適切な利用促進と情報提供に努めます。
- 就労移行支援、就労継続支援A型への移行を積極的に支援し、見込量の確保に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、福祉施設で就労する障がいのある人の雇用促進と収入の安定化を図るため、福祉施設からの優先的な物品、役務の調達に取組みます。
- 職場の開拓（企業の受け入れ態勢）、職場での定着支援、地域住民への障がいや障がいのある人に対する理解啓発、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどとの連携、地元企業への受入れに対する啓発、事業所どうしの情報交換の場といった課題について、福祉、労働、教育分野との連携を視野に入れ、就労支援体制の整備に努めます。
- 就労定着支援については、サービス利用のニーズや指定事業所の情報を把握し、サービスの提供体制を確保します。
- 短期入所は、現時点では利用者は多くありませんが、家族の介護負担軽減や病気、介護者の高齢化などによる利用増も見込まれることから、入所施設の空床利用など事業所の確保に努めます。また、町内において事業を行う事業者がある場合、体制整備に必要な支援を行います。
- 相談支援事業所、町報やホームページ等を通じて、利用者にサービスの周知を図ります。
- 障がいのある人やその家族等に対し、事業者に関する情報提供の充実を図り、サービス提供の確保に努めます。
- 事業者と情報交換をしながら、支援の必要な人がサービスにつながるように努めます。

## 【就労移行支援事業と就労施策の連携イメージ】



### (3) 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援を進め、日中の地域生活への移行促進に努めるとともに、夜間において施設で安心して専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

#### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望している人に、定期的な訪問や相談対応により、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助に加えて、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつなどの介護や、日常生活上の支援を行います。

#### 【サービスの見込量】

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数/月	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数/月	6人	6人	6人
施設入所支援	利用者数/月	8人	8人	8人

#### 【見込量確保のための方策】

- 自立生活援助については、施設入所中の方の利用ニーズ及び指定事業所の情報を把握し、サービスの提供体制を確保します。
- グループホームの増設について、医療機関や社会復帰施設などを経営する医療法人や社会福祉法人等、運営主体となる法人組織へ協力を呼びかけます。
- 施設入所支援については、障害支援区分に基づき、必要な人が入所できるよう適切な支援に努めます。

#### (4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス等利用計画の作成や、地域生活への移行を支援するなど、障がいのある人の地域生活を支援します。

##### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用開始や継続の際に、障がいのある人の心身の状況、環境などを勘案し、サービス利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している人の住居の確保、その他地域に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保し、障がい特性により生じた緊急の事態等の相談やその他必要な支援を行います。

##### 【サービスの見込量】

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数/月	8人	8人	9人
地域移行支援	利用者数/月	1人	1人	1人
地域定着支援	利用者数/月	1人	1人	1人

##### 【見込量確保のための方策】

○計画相談支援については、全ての対象者のサービス等利用計画作成を完了しましたが、今後も継続してニーズが見込まれます。町内に事業所がないため、鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会と連携し、相談支援事業所の確保や充実等を図るための体制整備に努めます。

○地域移行支援、地域定着支援については、障がい者やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所、医療機関、町との連携・協力体制の整備を図るとともに、支援が必要な人へサービスの情報提供を行います。

#### (5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることを踏まえ、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切な対応ができるようにするための取組みを行います。

### 【支援の概要】

項目	内 容
ペアレントトレーニング	家庭環境や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたトレーニング。
ペアレントプログラム	子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた者。育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てに関するサポートを行う。
ピアサポート活動	悩みや心配事について、仲間どうしで支え合うサポート活動。

### 【見込量】

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	4人	4人	4人
ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人

### (6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を、効率的・効果的に実施する事業です。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具等の給付など、日常生活に欠かせないサービスを提供する必須事業と、市町村の判断により自主的に取り組む任意事業があります。

### 【事業の概要】

項目	内 容
障害者相談支援事業	障がいのある人、介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
地域生活支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。鳥取県東部四町合同で鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会を設置しています。

成年後見制度利用 支援事業	成年後見制度の利用が適当と認められる障がいのある人に対し、申立の手続きの支援を行います。また、申立・後見人報酬の費用負担が困難な場合に、その全部または一部を助成し、成年後見制度の利用促進を図ります。
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業・ 要約筆記者派遣事業)	手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、言葉による意思疎通を図ることに支障がある人等と、他の人との意思疎通の円滑化を図ります。
手話奉仕員養成研 修事業	言葉による意思疎通を図ることに支障がある人と、他の人との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者養成のための研修を行います。
日常生活用具給付 等事業	重度の障がいのある人等に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	屋外での移動等が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活や社会生活を促進します。
地域活動支援セン ター機能強化事業	障がいのある人に創作的活動や地域との交流促進を図るため、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動を行います。
訪問入浴サービ ス事業	訪問により、居宅で入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族への一時的な休息を提供します。
聴覚障がい者生活 支援事業	聴覚障がいのある人が集団で活動することで、社会性を養うほか、食生活や栄養の自己管理をすることにより、日常の健康管理や生活習慣病予防に役立ち、生活の質の向上を図ります。また、地域とのかかわりをつくり、地域福祉の充実を図ります。
点訳・朗読奉仕員 養成研修事業	聴覚障がいのある人への福祉の増進を図るため、点訳奉仕員及び朗読奉仕員養成のための研修を行います。
自動車運転免許取 得・改造助成事業	障がいのある人の就労や社会活動等への参加を促進するため、自動車運転免許の取得に必要な費用の一部を助成します。また、身体に障がいのある人が就労等において、自家用車の改造をする際に必要な費用の一部を助成します。

## 【サービスの見込量】

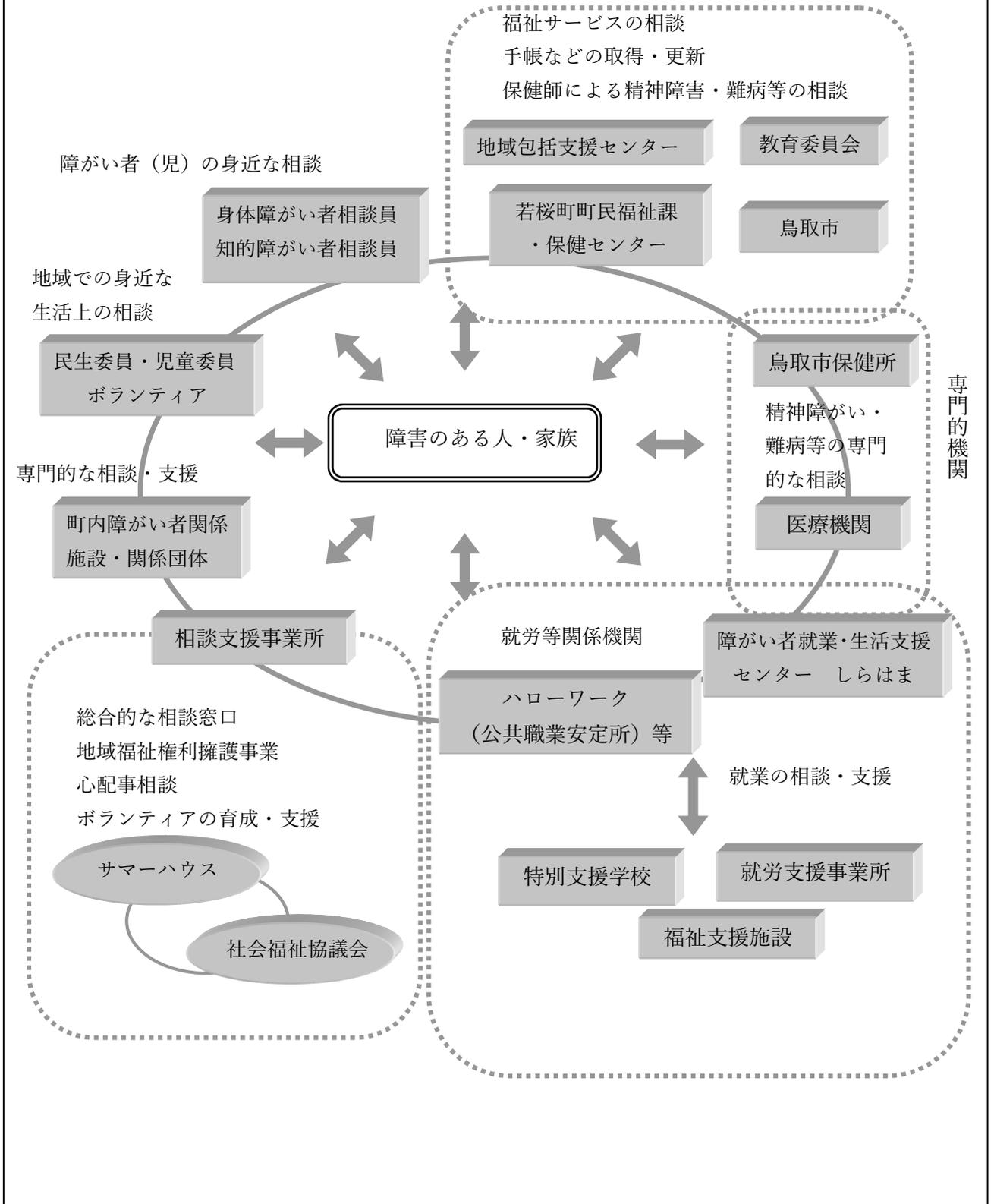
区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業					
相談支援事業					
	障害者相談支援事業	件数/年	720件	720件	720件
	地域生活支援協議会	—	設置	設置	設置
	成年後見制度利用支援事業	件数/年	1件	1件	1件
コミュニケーション支援事業					
	手話通訳者派遣事業	件数/年	3件	3件	3件
	要約筆記者派遣事業	件数/年	1件	1件	1件
	手話奉仕員養成研修事業	受講者数/年	3人	3人	3人
	日常生活用具給付等事業	件数/年	35件	35件	35件
移動支援事業	利用者数/年	1人	1人	1人	
	利用時間/年	30時間	30時間	30時間	
地域活動支援センター 機能強化事業	拠点数	1箇所	1箇所	1箇所	
	利用人数/年	45人	45人	45人	
その他事業（任意事業）					
日常生活支援事業					
	訪問入浴サービス事業	利用者数/年	1人	1人	1人
日中一時支援事業	利用者数/年	3人	3人	3人	
	人日/年	50日	50日	50日	
	聴覚障がい者生活支援事業	利用者数/年	1人	1人	1人
社会参加促進事業					
	点訳・朗読奉仕員 養成研修事業	受講者数/年	3人	3人	3人
	自動車運転免許取得・ 改造助成事業	件数/年	1件	1件	1件

## 【見込量確保のための方策】

- 相談支援事業は、三障がい全てに対応するとともに、電話やファクシミリ、電子メール、家庭訪問による相談支援を充実することにより、より身近で利用しやすい相談支援体制の整備に努めます。
- 鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会において、相談支援事業所や関係機関の一層の連携を図るとともに、地域資源の点検・改善に努めます。

- コミュニケーション支援事業は、鳥取県聴覚障害者協会に事業委託し実施しています。聴覚障害者協会と連携して実施体制を充実させ、必要量を確保します。また、手話通訳者・要約筆記者の養成に努めます。
- 日常生活用具給付事業は、引き続き実施し、障がいのある人のニーズを把握しながら、品目の追加や支給要件の緩和等について検討し、ニーズに合った給付となるよう事業の充実を図ります。
- 移動支援事業は、令和2年12月末時点で、町内に利用できる事業所がないため、多様な事業者の参入を促進し、必要なサービス量の確保に努めます。
- 地域活動支援センター機能強化事業は、利用者のニーズを把握しながら、創作的活動や地域交流などの場として利用促進に努めます。
- その他の事業については、現在のサービス水準を保ちながら必要量の確保に努めます。また、利用者のニーズを把握しながら体制整備に努めます。

【地域における自立支援ネットワーク・イメージ】



## 第4章 第2期若桜町障がい児福祉計画

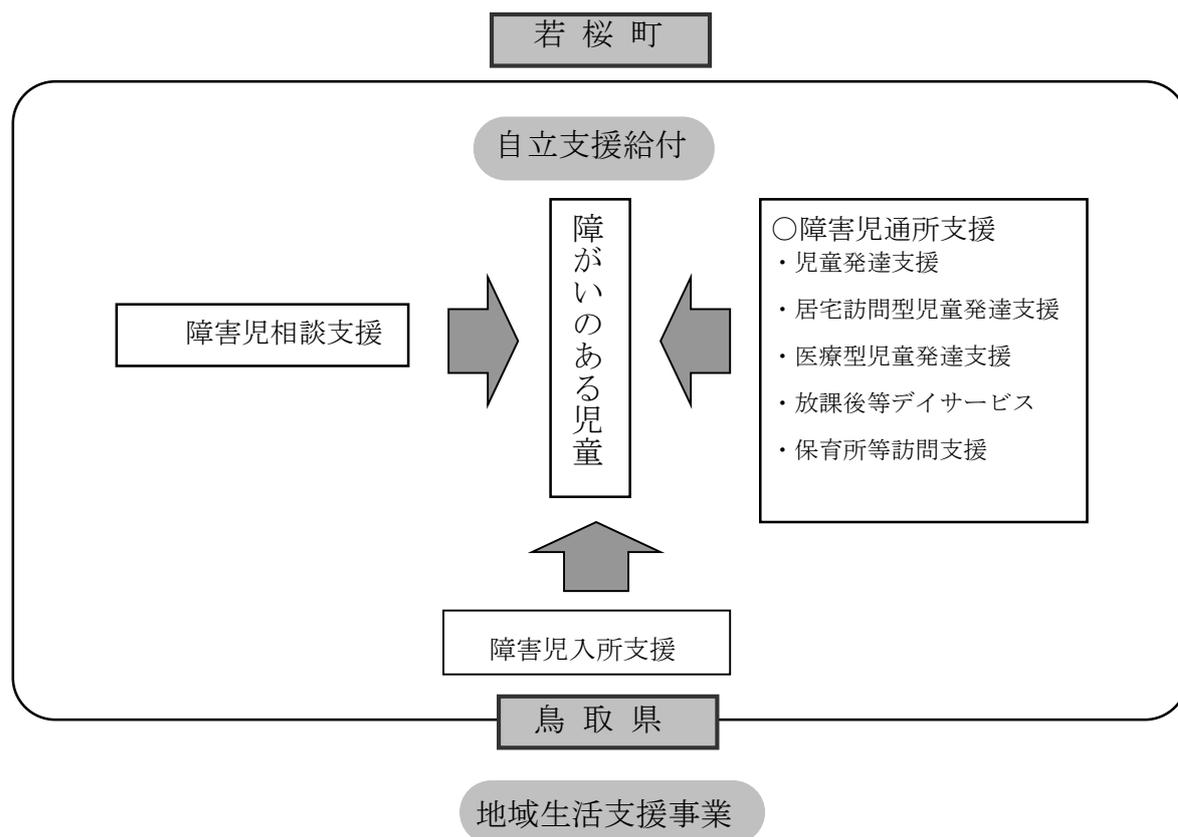
### 1 計画の目的及び特徴

「若桜町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに障がい児の子ども・子育て支援を提供するための体制の確保を計画的に図ることを目的とします。

「第2期若桜町障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの各サービスの見込量、及び見込量確保のための方策や、子供・子育て支援の提供体制を定めるものです。

### 2 児童福祉法に基づくサービスの体系

児童福祉法に基づく障がい児支援のイメージは以下のとおりです。



### 3 第2期障がい児福祉計画の数値目標

#### (1) 令和5年度の数値目標の設定

本町では、国の指針に基づき、発達支援が必要な子どもに対する障害児通所支援等の専門的な支援の確保、及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、本町の実情を勘案し、令和5年度末の目標数値を設定します。

目 標	目標値		
	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
①児童発達支援センターの設置	-	-	1箇所 (東部圏域)
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	-	-	1事業所 (東部圏域)
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	-	-	1事業所 (東部圏域)
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	-	-	1箇所 (東部圏域)
⑤医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	1人	1人

#### (2) 数値目標設定の考え方

##### ① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本としています。

本町では、令和5年度末までの設置に向けて、鳥取県東部圏域の関係自治体で協議・検討を実施することとします。

##### ② 保育所等訪問支援体制の構築

国の基本指針では、地域社会への参加・包含（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とされています。

本町では、令和5年度末までの児童発達支援センターの設置に向けて、鳥取県東部圏域の関係自治体で協議・検討をしながら、すべての市町で利用できる体制の構築を目指します。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の指針では、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とされています。

本町では、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを受けられる事業所がないため、令和5年度末までの設置に向けて、鳥取県東部圏域の関係自治体で協議・検討を実施することとします。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とされています。

本町では、既存の鳥取県東部四町障がい者地域生活支援協議会を活用し、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関及び当事者、またその家族で構成する医療的ケア児の協議の場の設置に向けて、鳥取県東部圏域の関係自治体で協議・検討することとします。

⑤ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の指針では、令和5年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを、各圏域又は各市町村に配置することとされています。

本町では、令和元年度末時点で養成研修を修了したコーディネーター1名を、町保健センターに配置しています。

## 4 障がい児福祉サービスの見込量と見込量確保のための方策

障がい児及びその家族に対して、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない支援を、身近な地域で提供する体制を確保するための取組みを進めます。

### 【サービスの概要】

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出の困難な障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所などの職員に対し、集団生活に適応するための訓練や、支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障がいのある児童を対象に、障がい児支援利用計画の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	医療的ケアが必要な障がい児が地域で安心してくらすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整するコーディネーターを配置します。

### 【サービスの見込量】

区 分	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日

医療型児童発達支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
放課後等デイサービス	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	10人日	10人日	10人日
保育所等訪問支援	利用者数/月	1人	1人	1人
	利用人数/月	1人日	1人日	1人日
障害児相談支援	利用者数/月	1人	1人	1人
医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置	人	1人	1人	1人

### 【見込量確保のための方策】

- 令和2年12月末時点で、障がい児福祉サービスの利用者がいないため、相談支援事業所、町報やホームページなどを通じて、潜在的な利用者にサービスの周知を図ります。
- 保健・医療・教育等の専門機関と連携し、支援の必要な障がい児又はその保護者の把握に努めます。また、児童・保護者のライフステージに合わせた支援を行います。
- 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援について、社会福祉法人等の運営主体となる組織法人へ協力を呼びかけ、サービス量確保のための方策を検討します。
- 障害児相談支援について、障がい児又はその保護者が専門的な相談を受けることができるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の充実や技能向上に努めます。
- 医療的ケア児などの常時介護を要する障がい児の日中活動や、医療的支援を図るため、国や県の補助制度を積極的に活用します。
- 乳幼児期における早期発見や支援を行うために、児童発達支援センターを整備し、身近な地域で児童発達支援や保育・教育機関で過ごすことのできる環境の体制整備に努めます。
- 保健・医療・障がい福祉・保育、教育等の関係機関が連携を図る上でのコーディネーターを保健センターに配置し、地域のニーズに応えられる環境の整備を図ります。

## 5 障がい児に対する子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障がい児に対する子ども・子育て支援のうち、認定こども園への入園及び放課後児童健全育成事業について、利用量の見込みは次のとおりです。障がいのある児童や、発達上の問題を抱える児童に対して、希望に沿った利用ができるよう受入体制の整備に努めます。

### 【サービスの概要】

サービス種別	内 容
第1号認定 (幼稚園、認定こども園)	満3歳以上から小学校就学前までの教育のみを受ける児童が利用します
第2号認定 (保育所、認定こども園)	保護者の就労等により、満3歳以上から小学校就学前までの保育が必要な児童が利用します。
第3号認定 (保育所、認定こども園)	保護者の就労等により、満3歳未満の保育が必要な児童が利用します。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童が利用します。

### 【利用ニーズ見込量】

区 分	利用ニーズを踏まえた必要な見込量	定量的な目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号認定	1人	1人	1人	1人
第2号認定	1人	1人	1人	1人
第3号認定	1人	1人	1人	1人
放課後児童健全育成事業	1人	1人	1人	1人

### 【見込量確保のための方策】

- 若桜町子ども・子育て支援事業計画との調和を図りながら、子ども・子育て支援等における障がい児の受入体制の充実が図れるよう、子育て支援・教育部局、その他関係機関と連携した取組みを行います。
- 今後も一定数のニーズが見込まれることから、保育教諭や放課後児童支援員等の加配対応、専門性を高める人材育成の促進等、地域の実情に応じたサービス提供体制の整備に努めます。